

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和8年7月 23 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2600066号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2600003号

第1 結論

請求期間①、②及び③について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年7月
② 平成23年12月
③ 平成26年7月

私(請求者)の夫(訂正請求記録の対象者)がA社に勤務していた期間のうち、請求期間①、②及び③の賞与の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①、②及び③について、訂正請求記録の対象者は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたと主張している。

しかしながら、A社から提出された平成21年7月度、平成23年12月度及び平成26年7月度賞与台帳の写しによると、訂正請求記録の対象者の賞与項目欄の記載により、訂正請求記録の対象者は、請求期間①、②及び③に賞与は支給されておらず、厚生年金保険料も控除されていなかったことが確認できる上、同社の事業主は、訂正請求記録の対象者は役員であり、請求期間①、②及び③の賞与は支払っておらず、当該期間に係る厚生年金保険料も控除しなかった旨陳述している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。